

相 談 事 例

ID : 04-01-006

相談タイトル

登記手続きを自分ですることは可能か

Q : ご相談内容

自宅の新築を考えていますが、その際の登記手続きは自分でできるのでしょうか。

A : 回答

建物を新築した際の登記として、建物表示登記（建物表題登記）、所有権保存登記、抵当権設定登記（融資を受ける際に行います）、建物を取り壊した際に必要な建物滅失登記、土地の地目を変更した際に必要な土地地目変更登記などがあります。法律上は全て個人で行うことは出来ませんが、抵当権設定登記など一部条件によって難しいケースもありますので、司法書士や土地家屋調査士などのサポート受けながら進めることをお勧めします。